平成２７年（フ）第１８４号
兵庫県西宮市里中町３丁目２番17―311号
債務者　森山忠成こと　白　　忠成
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０３号
兵庫県尼崎市立花町１丁目９番９―301号、前住所兵庫県尼崎市七松町１丁目９番３号マンションスズキ２Ｄ
債務者　平山　美鈴
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２５号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目１番16号、前住所兵庫県尼崎市西立花町３丁目１番11号
債務者　辻本　　猛
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２８号
兵庫県西宮市津門住江町５番13―302号
債務者　森脇　　望
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９号
鳥取県米子市西福原７丁目５番61号　103号、前住所鳥取県米子市淀江町佐陀1371番地10
債務者　伊東菜穂子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第７３号
広島県福山市駅家町大字近田318番地１シャンドフルールⅡＢ102
債務者　宮本　彰太
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第９４号
大分県別府市天満町７番２号セゾン21―102号
債務者　村上　妙子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３１号
大分市大字光吉293番地の１　コーポ藤101
債務者　安東　正登
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６号
宮崎市柳丸町160番地３　布施アパート303号
債務者　青野　　誠
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３号
鹿児島県霧島市溝辺町有川167番地27　第二金割団地310号
債務者　伊藤　大志
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
鹿児島県伊佐市大口上町24番地８
債務者　山﨑　博喜
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第９号
石川県鳳珠郡能登町字出津山分25―11―３サンライズ３―204号、住民票上の住所石川県鳳珠郡能登町字組倉12字５番地
債務者　倉　　広美（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２７年（フ）第１１３号
千葉県流山市東初石３丁目135番地の81　ハイツ初石202
債務者　堀越　浩二
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１３１号
千葉県松戸市新松戸６丁目34番地　川上第２ハイツ101号
債務者　永田　美保（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１５０号
千葉県野田市花井183番地の２　野田花井県営住宅１棟206号
債務者　阿相　良三
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１５１号
千葉県松戸市小金原７丁目９番地の17
債務者　**簔**田　幸子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１８１号
千葉県柏市酒井根５丁目22番13号　シャトルＡ―102号
債務者　坂巻　一男
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部